



事 務 連 絡

平成26年10月23日

各都道府県トラック協会
専 務 理 事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
常務理事 齋 藤 直 也

高速道路における不正通行防止のための注意喚起について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、神奈川県警察本部より別添のとおり通達が発出されました。

今般、高速自動車国道等を通行する際に、車軸自動昇降装置（リフトアクスル）機能とETCシステムを悪用して、「特大車」であるトレーラを「大型車」と誤認識させ通行料金の支払いの一部を免れる不正行為をした運送事業者が摘発されました。

この不正行為は、車軸自動昇降装置機能を利用して、高速道路の入口料金所手前で後前軸を上げて、3軸の大型車としてETCレーンを通り、特大車料金との差額を不正に得ていたものです。

同行為は、犯罪であることはもちろん、3軸走行している間、後後軸1軸には軸重制限をはるかに超過した荷重がかかり、軸やハブの破損につながり重大事故の要因となります。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、リフトアクスルトレーラを所有の傘下の会員事業者に対し、同種の犯罪防止と交通事故防止の観点から注意喚起を行うよう、周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 齋藤（晃）

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019





神交捜発第475号
平成26年10月14日

全日本トラック協会 殿

神奈川県警察本部
交通部交通捜査課長



高速道路における不正通行防止のための注意喚起について（依頼）

平素から、交通警察をはじめ警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、当課と高速隊との合同捜査本部は平成26年9月10日までに、貨物自動車運送業者の車軸自動昇降装置機能付のバン型セミトレーラが高速自動車国道等を通行する際に、同機能とETCシステムを悪用して通行料金の支払いの一部を免れていた事案につき、電子計算機使用詐欺として、神奈川県と静岡県の運送業者3法人に対し、代表取締役1名及び運転手ら11名を摘発し横浜地方検察庁に送致しました。

しかし、同型車は全国規模で稼働していると思料され、摘発はほんの一部に過ぎず、その手口は高速道路入口料金所の手前で、同機能により後前軸を上げて3軸の大型車としてETCレーンを通り抜け、本線走行中に4軸の特大型車となってもそのまま出口料金所を通過し、大型車料金を課金させ、支払い料金の一部を免れていたものです。

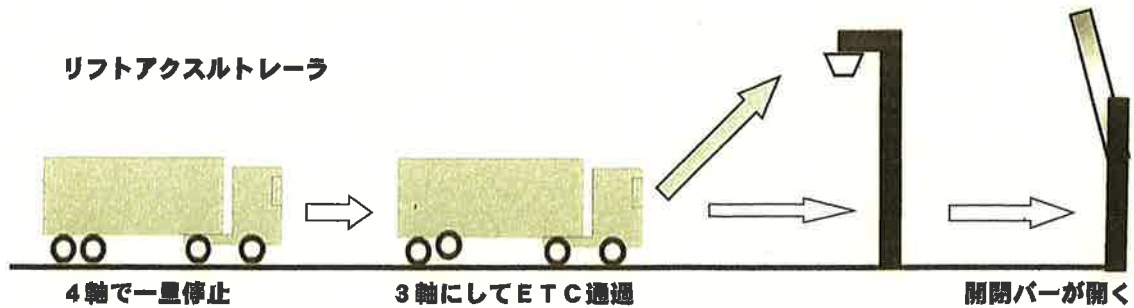
さらに、トレーラ部を後後軸1軸で走行することにより、後後軸には車両制限令で規定された1軸の軸重10トンをはるかに超えての走行となり、危険であるばかりでなく反復継続することにより軸やハブの破断の虞は極めて高いと思料され、重大事故に直結する虞があることは否めません。

県警といたしましては、同種事案の継続した取締まりや検挙は勿論でございますが、貴協会におかれましても、傘下運送業者などに対する同種犯罪の抑止、交通事故防止の観点から、広く啓蒙啓発に向けた取り組みについてご尽力いただくようご配慮をお願い申し上げます。

担当：神奈川県警察本部交通部交通捜査課
捜査情報係

045-211-1212 内線5452

リフトアクスルトレーラとETCシステムを悪用した詐欺について



神奈川県警察本部では車軸自動昇降装置付のセミトレーラとETCシステムを悪用した不正通行に対して詐欺罪を適用し、運送会社の代表取締役や社員運転手を検挙しました。

高速道路の入口料金所手前で後前軸を上げて、3軸の大型車としてETCレーンを通過し、特大車料金との差額を不正に得ていたものです。

3軸走行している間は後後軸1軸に過度の軸重がかかり、繰り返すことにより、車軸の歪やハブの破損を来し、車輪の脱輪などによる重大事故の要因となります。

リフトアクスルトレーラを所有している傘下事業者にあつては、今一度運転手の稼働状況を点検され、同種事案に対する防止と重大交通事故防止の観点から広く啓蒙啓発に向けた取り組みの徹底をお願いいたします。